

第14回山形県手話通訳者養成講座開催要綱

1. 目的
身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する。
2. 対象者
聴覚障がい者と手話による日常会話が可能な者で、講座の全日程を受講できる者。
3. 主催
山形県
4. 主管
山形県聴覚障がい者情報支援センター
5. 開催日程（予定）
《通訳Ⅰ》《通訳Ⅱ》 講習期間：令和3年5月9日(日)～12月5日(日)

1	5月 9日(日)	9	9月 5日(日)
2	5月30日(日)	10	9月18日(土)
3	6月 6日(日)	11	9月26日(日)
4	6月27日(日)	12	10月17日(日)
5	7月 4日(日)	13	10月24日(日)
6	7月11日(日)	14	11月 7日(日)
7	8月 1日(日)	15	11月21日(日)
8	8月29日(日)	16	12月 5日(日)

※時間：10時～16時15分（1日に1時間40分×3講座行います）
※7月11日と9月18日は養成カリキュラムとは別のステップアップ講座になります。

《通訳Ⅱ》《通訳Ⅲ》 講習期間：令和4年4月～12月
なお、やむを得ず講座の一部を欠講した場合は、第15回山形県手話通訳者養成講座において当該講座を受講し、講座を修了することができる。
6. 開催会場（予定）
山形県聴覚障がい者情報支援センター
7. 養成内容
養成カリキュラム（実施計画書）は開講日に配布する。

8. 募集人員
20名程度
9. 申込締切
令和3年 4月 9日（金）（必着） 期限厳守のこと。
10. 受講料 無料
ただしテキスト及び資料代は実費負担
〔 内訳・・・通訳Ⅰ：3,080円、通訳Ⅱ3,080円、通訳Ⅲ：3,080円 〕
講義：1,980円
受講決定後、最初の受講日に11,220円を持参すること。
11. 修了後について
講座を修了した者は、山形県手話通訳者登録試験（全国統一手話通訳者試験）を受験する。
試験合格者は、手話通訳者として各市町村等に登録した上で、手話通訳活動を行う。
12. 申し込み方法
別紙申込書に必要事項を記入し、FAX、メール又は郵送により申し込むこと。
また、メール・FAXで申し込んだ場合には、電話により受信の確認を行うこと。
なお、受講者の決定については、山形県聴覚障がい者情報支援センターから申込者に別途通知する。
13. 申し込み・問い合わせ先

山形県聴覚障がい者情報支援センター
〒990-0021
山形市小白川町2-3-30
TEL/FAX：023-666-7616
メールアドレス y-mimi@white.plala.or.jp
(yの次はハイフン)